



診断書と意見書

産業医科大学 立石 清一郎

診断書と意見書の違い

- 医師の診断 ⇒ 医学的な所見
 - 経過観察、再検査、精密検査、要治療
- 医師の意見 ⇒ 働き方に関するコメント
 - 通常勤務、就業制限、要休業

※ 労働安全衛生法 第六十六条、第六十六条の四

※ 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

診断書・意見書の例

- 診断書

健康診断でHbA1cが11.0%であったため、精密検査を行い、インスリン治療が必要と診断した。

- 意見書

健康診断でHbA1cが11.0%でありインスリン治療を開始した。血糖が安定するまで、規則正しい生活が必要であるため夜勤を行わないことが必要である（と事業者にも主治医の立場で意見する）。



このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20J A 0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。